

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年三月三十日奈良県指令建第九六一二一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月四日建第八七八六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年十月四日建第五二三五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田南五丁目二五九番四、二六〇番九、二六〇番一〇、二六三番、二六四番一、七九七番一、七九八番一及び七九九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市中曾司町二三三番地四

有限会社前川ホーム 代表取締役 前川正文

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町龍田南五丁目二五九番四、二六〇番九、二六〇番一〇、二六四番一の一部、七九七番一の一部及び七九八番一の一部

一 許可番号

平成二十八年八月二十九日奈良県指令建第九八一八五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月五日建第八七八七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市新賀町七二番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町七四九番地の一 奈良県警官舎四一二〇四

好岡奨

